

大阪府は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号以下、「法」という。）の規定により、以下の指定障害福祉サービス事業者に対する処分を行いましたので、お知らせします。

1 指定の全部効力の停止対象事業者

- (1) 法人名 特定非営利活動法人 N・R・Y
- (2) 代表者 理事 坪佐 佳史
- (3) 所在地 大阪府河内長野市錦町 11 番 5 号

2 対象事業所名及び所在地

- (1) 事業所名 CROSS
- (2) 所在地 大阪府羽曳野市軽里一丁目 105 番 1 号
- (3) サービス種別 生活介護

3 指定の全部効力の停止処分年月日

平成 30 年 11 月 14 日

4 処分の内容

指定の全部効力の停止

平成 30 年 11 月 15 日から 3 か月間

5 処分の理由

(1) 不正請求

利用者に対し、実際にはサービス提供を行っていないにもかかわらず、自立支援給付費を不正に請求・受領したことは、法第 50 条第 1 項第 5 号に該当するため。